

令和3年度定期監査報告書

(令和2年度事務の監査 第2回)

市民部	市民活動推進課 (固定資産評価審査委員会)
教育部	教育企画課 指導課 教育支援課
水道部	総務課 工務課

武蔵野市監査委員

写

3 武 監 第 38 号

令和 3 年 5 月 26 日

武 蔵 野 市 長	松 下 玲 子 殿
武 蔵 野 市 議 会 議 長	小 美 濃 安 弘 殿
武 蔵 野 市 教 育 委 員 会 教 育 長	竹 内 道 則 殿
武 蔵 野 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長	後 藤 敏 夫 殿

武 蔵 野 市 監 査 委 員	名 古 屋 友 幸
武 蔵 野 市 監 査 委 員	落 合 勝 利

令和 3 年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、下記について監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を提出します。

指摘事項については、措置を講じたうえ、再発防止のための職員の研修や定期的な打合せでの事務統一等を行うようお願いいたします。

この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、通知願います。

記

市民部	市民活動推進課 (固定資産評価審査委員会)
教育部	教育企画課 指導課 教育支援課
水道部	総務課 工務課

目 次

第 1	監査の対象課	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の概要	1
第 7	監査の結果	2
	市民部	
	市民活動推進課	3
	(固定資産評価審査委員会)	
	教育部	
	教育企画課	8
	指導課	12
	教育支援課	16
	水道部	
	総務課	22
	工務課	30
	別 表	32

第1 監査の対象課

市民部市民活動推進課（固定資産評価審査委員会）、教育部教育企画課・指導課・教育支援課、水道部総務課・工務課

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第3 監査の対象

令和2年4月1日から同年12月31日までににおける財務に関する事務の執行その他所管事務の執行

第4 監査の期間

令和3年2月1日から同年5月18日まで

第5 監査の着眼点

武蔵野市監査基準に従い、対象課所管の財務に関する事務その他所管事務が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第6 監査の概要

- | | | |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 1 | 予算の執行 | (予算経理、歳入調定、契約事務等) |
| 2 | 資金前渡 | (前渡金受領、支払、精算の時期等) |
| 3 | 委託料の執行 | (委託内容、契約手続、委託料の支出等) |
| 4 | 補助金等の交付 | (交付目的、交付手続、交付時期等) |
| 5 | 郵券・金券類の管理 | (管理状況、切手受払票等) |
| 6 | 公印の管理 | (管理状況、公印押なつ簿等) |
| 7 | 備品の管理 | (物品内部監査の結果を踏まえた管理状況等) |
| 8 | 各課個別項目 | |
| (1) | 市民活動推進課 | 男女平等推進施策事業 |
| (2) | 教育企画課 | 管外出張旅費の支給、学校改築事業 |
| (3) | 指導課 | I C T機器の運用 |
| (4) | 教育支援課 | 特別支援学級・特別支援教室の運営、扶助費（就学援助費・就学奨励費）の支給、教育相談事業 |
| (5) | 水道部総務課 | 超過勤務手当の支給、水道料金の賦課、水道料金の減免等、水道料金の徴収及び還付、水道料金の督促及び停水執行、工事請負契約事務 |
| (6) | 工務課 | 漏水対策、水道メータ更新事業 |

第7 監査の結果

監査の結果は、第1から第5までに掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおりである。

なお、文中「指摘事項」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「是正」を指し、不当又は不正な事務処理があった場合に、その事実を指摘して是正を求めるものであり、「監査意見」とは、武蔵野市監査基準第16条第4項にいう「改善」を指し、不当又は不正な事務処理には該当しないが改善の可能性があるとして認められる事実があった場合に、市の組織及び運営の合理化に資するための意見を表明するものである。

市民部 市民活動推進課

(固定資産評価審査委員会の事務を含む)

1 予算の執行

(1) 歳入

令和2年12月末日現在の歳入は、予算現額184,905,000円、調定額62,484,570円、収入済額64,001,964円で、予算現額に対する収入率は34.6%である。

(2) 歳出

令和2年12月末日現在の歳出は、予算現額1,663,258,000円、支出済額1,147,601,191円で、執行率は69.0%である。

令和2年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表1のとおりである。

2 資金前渡

令和2年4月から12月までの資金前渡はなかった。

3 委託料の執行

令和2年4月から12月までの委託契約は、92件である。このうち、主管課契約分が39件、管財課契約分が53件で、指名競争入札は10件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和2年4月から12月までの補助金等の交付は、23件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格・比較価格の記載が漏れているものが見受けられた。また、委託の契約締結伺書において、履行期間開始日より後に決裁されているものがあった。
- ② 見積書兼請書（委託等）において、収入印紙の貼付がないものがあった。また、見積書兼請書（委託等）の割印がないもの、見積書兼請書（物品等）に添付の契約内容において、業者の訂正印なく記載事項を訂正しているものがあった。
- ③ 見積書兼請書（物品等）及び契約締結報告書兼経過調書において、契約確定日に誤りのあるもの、契約締結兼支出負担行為伺書の決裁日より前の日付のものがあった。
- ④ 見積書兼請書（物品等）において、内訳の税抜金額の記載に誤りがあった。
- ⑤ 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書に記載漏れが見受けられた。また、

再委託承諾書に收受印を押印していないものがあつた。

- 6 委託契約の契約締結報告書兼経過調書において、課長決裁印が私印のものが見受けられた。
- 7 競争見積合わせを行うべき委託契約において、特命随意契約を行っているものが見受けられた。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

1 補助金の使途について

特定非営利活動法人補助金において、交通費をクオカードで支出している事例があつたが、現金での支出に改めるよう特定非営利活動法人を指導されたい。

5 **郵券・金券類・公印・備品の管理**

郵券・金券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、月に1回の所属長の残数確認が行われていない月が見受けられた。また、残数確認の記載がない月があつた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 **男女平等推進施策事業**

本市では、昭和60年に婦人問題懇談会の設置、平成2年に女性行動計画の策定など、男女共同参画の推進に計画的に取り組んできた。平成29年4月1日には男女平等の推進に関する条例を施行した。

(1) 男女平等推進センター（愛称「ヒューマンあい」）の管理運営

男女平等をめざしたまちづくりの総合的な推進拠点として、市民・団体の活動の場や関連情報の提供及び講座等の開催など、さまざまな取組を行っている。

令和2年4月から12月までの開館日数は181日、施設利用者数（会議室、情報交流コーナーの利用者数の合計）は1,377名で、一日あたりの利用者数は7.6名である。

(2) 男女平等推進施策

ア 男女平等推進計画

男女平等推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成31年3月に「第四次男女平等推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定した。計画期間は令和元年度から5年度までである。計画の推進状況については年度ごとに確認を行い、男女平

等推進審議会の評価を受け、年次の推進状況調査報告書として公表している。

イ 性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言 レインボームサシノシ宣言

令和元年10月29日に「すべてのひとが、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し宣言を行った。

ウ 男女平等推進審議会

学識経験者や公募市民等で「男女平等推進審議会」（以下「審議会」という。）を設置している。市長の諮問に応じ、男女平等推進計画の策定及び変更の審議や、実施状況の評価等を行う。平成31年4月から令和3年3月までの審議会の委員は公募委員2名を含む11名である。

エ 男女平等推進センター企画運営委員会

男女平等推進センターの運営に関して、地域から広く意見を求め、事業を推進するため、公募市民や男女平等推進団体推薦者等で組織する。平成31年4月から令和3年3月までの委員は公募委員3名を含む9名である。委員会は原則として月1回開催予定だが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月から12月までは3回、Web会議で開催された。

オ 男女平等推進センター主催事業（講座・講演会）

男女平等推進に関する課題解決に向けた各種講座を、市民団体や関係機関との連携を図り実施している。令和2年4月から12月までに企画・実施された講座等は10件である。コロナ禍のため延期して実施したものは2件、中止をしたものは1件であった。

カ 男女共同参画週間事業（男女共同参画フォーラム）

男女平等推進センター企画運営委員会と市が協働で企画し、週間事業として講演会、パネル展示、トークイベント、映画上映などを開催する。令和2年度はコロナ禍のため実施時期を延期し、3月8日の「国際女性デー」に合わせ、令和3年2～3月に実施した。

キ 女性に対する暴力をなくす運動事業

11月12日から25日までの2週間を女性に対する暴力をなくす運動期間として、講座等の開催やパネル展示を実施した。

ク 男女平等庁内推進会議

男女平等推進計画を推進するとともに、関係部課相互の事務の緊密な連携を図るため設置している。市民部を担任する副市長及び関係部長で構成する。

令和2年度は7月に書面開催した。

ケ 男女平等職員研修

男女平等推進についての正しい理解と意識向上を図り、その視点を持って業務に取り組めるようにするため、人事課人材育成担当と共催で職員研修を行っている。

令和2年度は、職員実務者を対象とした性の多様性理解のための職員研修「「アライ」って何だ？」を2月に実施している。

(3) 情報収集・発信

ア 男女平等推進情報誌「まなこ」の発行

市民編集委員と市職員が協働で企画・取材・編集を行い、情報誌を年3回発行している。令和2年度は、コロナ禍のため7月の発行を延期し12月に発行を行っている。

イ 図書・収集資料

男女平等推進センターの所蔵図書は、令和2年4月現在2,243冊あり、令和2年4月から12月までの利用状況は、貸出人数90名、図書貸出冊数184冊であった。

ウ パネル展示

男女平等推進センター紹介パネル展示を、市民会館文化祭（令和2年10月16日から21日まで）において市民会館内で行った。

エ その他広報

男女平等推進センターのパンフレット、カード形式の相談案内等を発行し、発信・啓発している。また、Facebookでの情報発信や、令和2年6月から「ヒューマンあいメールマガジン」を配信開始し、講座、相談や新しい図書のお知らせを行っている。

(4) 団体活動支援

ア 男女平等推進団体活動補助金

男女平等推進団体が行う、男女平等社会実現に向けての研修、講演会（市民を対象に公開で行うもの）、調査、研究活動に対して、その経費の一部を補助する。交付額の上限は1団体あたり50,000円である。令和2年度は、2団体に計86,000円交付した。

イ 男女平等推進団体交流会

令和2年4月から12月まで、交流会の開催はなかった。

(5) 相談事業

ア 女性総合相談

女性相談員による、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについての相談。平日日中、平日夜間、土曜日中に実施。

イ 女性法律相談

女性弁護士による、離婚・扶養（養育）・相続などの法律的な対応や手続についての相談。平成30年度から実施。土曜日中に実施。

ウ むさしのにじいろ電話相談

専門相談員による、性的指向・性自認に関する悩みについての相談。令和元年10月から毎月実施。第2水曜夜間に実施。

(6) 調査研究

多様性の尊重に関する市内研究会を令和元年7月に設置している。所管事項は、①パートナーシップ制度、②性の多様性に関する正しい理解を広めるためのガイドラインの作成、③性の多様性に関する理解の促進、④その他である。

令和2年12月21日に研究会を書面開催し、パートナーシップ制度導入検討報告書中間のまとめに対する意見を求めた。

(7) 今後の男女平等推進事業の施策について

- ア 男女平等の推進に関する条例に基づき、第四次計画で設定する目標値と毎年度の推進状況の管理を行い、市全体の取組として男女平等推進計画に沿って研修・啓発、情報収集・提供、団体支援、相談事業、調査・研究、苦情受付等の施策を進めていく。
- イ 多様性への理解促進を図り、パートナーシップ制度導入を目指し、審議会の答申をふまえ、検討を進める。

男女平等推進事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 男女平等推進センター金銭管理簿において、課長印が漏れているものが見受けられた。
- 2 男女平等推進センター会議室使用申請書において、減免の理由を選択記載していないもの及び使用目的が「その他」となっているもので、使用料を減額しているものが見受けられた。

適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 補助金の対象活動への参加者の範囲について
男女平等推進団体活動補助金の交付対象となる活動への参加者の範囲に関しては、当該交付対象となる活動の内容に応じて、よく検討されたい。

教育部 教育企画課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和2年12月末日現在の歳入は、予算現額44,430,000円、調定額3,540,428円、収入済額3,625,228円で、予算現額に対する収入率は8.2%である。

(2) 歳出

令和2年12月末日現在の歳出は、予算現額2,161,968,674円、支出済額1,013,444,951円で、執行率は46.9%である。

令和2年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表2のとおりである。

2 資金前渡

令和2年4月から12月までの資金前渡は13件で、うち精算起票済9件、精算戻入済9件である。

3 委託料の執行

令和2年4月から12月までの委託契約は、166件である。このうち、主管課契約分が62件、管財課契約分が104件で、指名競争入札は42件、それ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和2年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結兼支出負担行為伺書において、納期の始期が、課長決裁日又は指定合議先の決裁日よりも前に設定されているものが見受けられた。
- ② 契約締結伺書において、予定価格が20万円以上の委託契約であるが、見積合わせを2者で行っていた。
- ③ 契約締結兼支出負担行為伺書、契約締結報告書兼経過調書において、見積書を2者から徴取しているが、1者のみの記載であるものが見受けられた。
- ④ 特命随意契約を行っている委託契約において、指定理由の記載がないものが見受けられた。
- ⑤ 契約締結報告書兼経過調書において、私印で決裁しているものがあった。
- ⑥ 契約締結報告書兼経過調書において、記載誤りが見受けられた。

- 7 見積書兼請書（委託等）において、収入印紙の貼付が漏れているものがあった。
- 8 見積書兼請書（委託等）において、添付されている個人情報特記仕様書が最新のものではないものが見受けられた。
- 9 見積書兼請書（委託等）において、仕様書及び暴力団等排除措置に関する特約書が添付されていないものが見受けられた。また、仕様書にある別紙の添付がないものが見受けられた。
- 10 見積書兼請書において、記載誤り、記載漏れが見受けられた。また、業者の訂正印なく記載事項を訂正しているものが見受けられた。
- 11 再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載誤り、記載漏れが見受けられた。また、再委託承諾書に收受印を押印していないものがあった。
- 12 起案書において、決裁欄に修正テープを使用していた。

会計事務規則及び契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 学校徴収金について
令和元年10月から学校徴収金管理の新システムが導入されているが、規程等の整備など事務の標準化に取り組まれない。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、教育企画課では、金券類の保管はなかった。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、訂正印の押印漏れ、記載漏れが見受けられた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

6 管外出張旅費の支給

教育委員会事務専決規程により、教育委員会の宿泊を伴う出張及び市内、都内及び隣接県以外への日帰り出張（以下「管外出張」という。）の命令に係る合議及び旅費裁定の調整に関することは、教育企画課長専決事項となっている。

令和2年4月から12月末日までの管外出張旅費の支給は、指導課1件、25,310円である。小学校移動教室実地踏査のためであったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止、戻入している。

管外出張旅費の支給について、出張命令書を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 学校改築事業

(1) 学校施設整備基本計画

ア 計画策定の背景と目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和30～50年代に建築され、最も古い学校施設は令和2年に築後60年となった。市では、平成25年3月に「公共施設再編に関する基本的な考え方」をまとめ、既存施設の安全性や利便性など必要な改善を実施して、長寿命化を図りながら原則60年は使用することとした。

学校施設は、今後連続して更新の検討の目安となる築後60年を迎えることから、計画的に更新を行う必要がある。学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう今後20年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定めることを目的としている。

イ 計画策定の経緯等

教育委員会では新たな教育課題、学校の適正規模、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて平成26年度に検討し、平成27年5月に「学校施設整備基本方針」としてまとめた。その後、平成27年6月に学校施設整備基本計画策定委員会を設置した。策定委員会は当初学識経験者3名、学校関係者2名、市職員3名で構成され、平成29年2月に学校施設整備基本計画中間のまとめを公表した。その後、教育委員会において小中一貫教育の検討を経て、令和元年度に、関係団体代表6名を加え策定委員会を再開し、パブリックコメント、市民説明会、団体ヒアリングを実施し、令和2年3月に学校施設整備基本計画として公表した。

計画の対象は、市が所管する学校施設（小学校12校、中学校6校）である。令和2年度から25年度までの24年間を全体の計画期間とし、8年ごとに改定する。

なお、学校施設整備基本計画は、公共施設等総合管理計画の学校教育施設についての類型別施設整備計画でもある。

(2) 第一中学校・第五中学校改築基本計画

ア 背景

学校施設整備基本計画（以下「全体計画」という。）に基づき、施設の建築年数を基本に、劣化状況などを総合的に考慮した結果、令和2年度から第一中学校及び第五中学校の改築に着手した。学校改築懇談会設置要綱の規定により、令和2年6月から学校関係者、保護者、学区域内在住者、地域団体代表者で構成する第一中学校改築懇談会及び第五中学校改築懇談会を設置し、それぞれの改築懇談会で意見を聞きながら、第一中学校・第五中学校改築基本計画の策定を進めた。

イ 目的

改築事業の実施に当たっては、学校の独自性を踏まえつつ、市全体の学校施設の整備方針、物理的余裕及び地域性等を鑑み、検討を行う必要がある。改築事業を進めていく上での基本的な考え方を示すとともに、今後設計を行うための、新たな学校施設の規模、配置及び事業スケジュール等と条件の整理を行った。

また、全体計画に基づき、次に実施する予定の井之頭小学校・第五小学校の改築では小学校が中学校の校地に仮移転する必要があるため、井之頭小学校・第五小学校の改築事業との関連及び現時点で想定される影響等についても整理した。

ウ 基本計画の策定・公表

令和2年6月から10月にかけて、第一中学校、第五中学校それぞれの改築懇談会で改築基本計画の素案を取りまとめた後、パブリックコメント及び説明会において広く市民の意見を求め、令和2年12月に意見を反映した改築基本計画案を策定した。

計画案は、令和3年1月の教育委員会定例会において議決され、計画は、ホームページのほか、教育企画課、市政資料コーナー、各中学校学区内コミセンで一般配布を行っている。

エ 今後の予定

基本設計・実施設計等業務委託について、令和2年12月に公募型プロポーザル実施要項等を公表した。その後2回にわたる審査を経て、設計事業者を選定した。

令和3年度に基本設計・実施設計を行い、仮設校舎についても着工する予定である。

オ ニュースレターについて

学校改築基本計画の進捗状況について、第一中学校・第五中学校それぞれの建て替えニュースを教育企画課が発行している。

なお、ニュースレターは、市ホームページに公開するとともに、各学校の生徒、保護者及び近隣住民にも配布している。

学校改築事業について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 起案書において、修正液又は修正テープを使用しているものがあつた。また、起案書に添付されている懇談会の次第や配布資料等において、修正テープを使用しているものが見受けられた。

文書管理規則に基づき、適正に処理されたい。

教育部 指導課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和2年12月末日現在の歳入は、予算現額426,697,000円、調定額7,824,266円、収入済額7,824,266円で、予算現額に対する収入率は1.8%である。

(2) 歳出

令和2年12月末日現在の歳出は、予算現額1,396,522,100円、支出済額407,135,020円で、執行率は29.2%である。

令和2年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表3のとおりである。

2 資金前渡

令和2年4月から12月までの資金前渡は1件で、うち精算起票済1件、精算戻入済0件である。

3 委託料の執行

令和2年4月から12月までの委託契約は、42件である。このうち、主管課契約分が12件、管財課契約分が30件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和2年4月から12月までの補助金等の交付は、37件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 補助金交付指令書において、補助金等交付規則で定める第1号様式と異なる様式を使用しているものが見受けられた。
- ② 特命随意契約をしている委託契約において、随意契約とした根拠法令及び1者のみを指定した具体的な理由の記載がないものが見受けられた。
- ③ 委託契約及び印刷製本請負契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書がないものが多数見受けられた。
- ④ 印刷製本請負契約において、見積書兼請書に「決定」の記載がなかった。また、決定しなかった業者の見積書兼請書がなかった。

契約事務規則及び補助金等交付規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、指導課では、金券類の保管はなかった。

6 ICT機器の運用

(1) 指導課所管のICT

指導課では、市立小中学校で利用されているICT機器のうち、以下のシステムについて、その管理及び運用を行っている。

ア 学校情報システム (MSIS)

市立小中学校の教員が校務と教材作成を行うためのコンピュータシステムで、「MSIS (Musashino School Information System)」と呼ばれている。平成22年度に導入され、平成28年度にはパソコン等機器の入替えを行った。また、平成29年度に校務支援ソフトを再構築した。令和3年2月26日現在のMSISの端末台数は、703台である。

MSISは、学籍・成績・出欠・指導記録等の校務処理に使用されている。授業においては、PowerPoint等の教材作成に使用されているほか、普通教室等に端末を持参し、電子黒板、プロジェクタ、書画カメラ等のICT機器と接続して使用されている。また、指導用デジタル教科書やデジタル教材用の端末としても使用されている。

なお、平成31年4月から、小中学校にICカード式タイムレコーダーを設置し、校務支援ソフトに出退勤機能を追加することで、出勤簿や休暇・職免等処理簿等をシステム化している。

イ 教育用システム

児童生徒が学習用に使用するコンピュータシステムで、平成29年度には、デスクトップ型パソコンをタブレットに入れ替え、パソコン教室ではデスクトップ型パソコンと同様に使用し、普通教室ではタブレットとして使用するという2つの活用方法が可能となった。併せて、全小中学校に無線LAN環境が構築された。

また、教員用タブレットを導入し、普通教室において、デジタル教科書などの教材を活用できる環境を整備した。

令和3年2月26日現在の教育用システムの端末台数は、デスクトップ型が18台、タブレットが1,378台である。

ウ 学校図書館システム

各市立小中学校の学校図書館の蔵書について、検索、貸出、返却等の業務を行うシステムで、平成29年度に機器の入替えを行った。令和3年2月26日現在の学校図書館システムの端末台数は、37台である。

エ 緊急連絡システム

学校からの緊急情報を保護者へ電子メールで配信するシステムで「むさしの学校緊急メール」と呼ばれている。むさしの学校緊急メールは、市教育委員会でサーバーや

端末を持っておらず、インターネットを利用した業者提供のサービスを利用するという形態をとっている。そのため、携帯電話やスマートフォン等インターネットを使える環境があれば、どこでも緊急情報を配信することができる。

オ 学校ホームページ用CMS

平成29年10月から稼働しているCMS（コンテンツマネジメントシステム）で、専用ソフトの知識がなくても簡単に操作でき、また、セカンドスクール等校外活動の際に外部からもホームページを更新できる等の特徴がある。

(2) 学習者用コンピュータ等

G I G Aスクール構想により、一人一台のタブレット型パソコンを活用した学習が令和3年度から実施されることに伴い、学習者・教員用コンピュータの導入、ネットワーク環境の増強（再構築）が行われている。導入するタブレット型パソコンは、児童生徒用、教員用を合わせて8,845台である。

導入にあたり、令和2年8月に「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」が教育委員会において策定された。また、指導課では、武蔵野市学習者用コンピュータ通信を作成し、保護者や地域住民に向けて情報発信を行っている。

学習者用コンピュータの活用については、令和3年度からの3年間で試行期間としている。そのため、役割が類似する教育用システムについても当面の間は並行して使用することとなっている。ただし、現在使用している教育用システム端末のうち、学習者・教員用コンピュータの導入によって不用になる分については、台数を減らす予定である。

(3) 人員体制

指導課では、正職員3名の他に、学校ICTサポーター（会計年度任用職員）3名、常駐保守員（外部委託）1名、学校巡回員（外部委託）1名がICT機器の運用を行っている。

(4) 情報セキュリティ

市が策定している「武蔵野市情報セキュリティポリシー（基本方針、対策基準、実施手順）」の対象には、教育委員会及び市立小中学校にある情報システムは含まれていないため、平成23年7月に「武蔵野市教育委員会情報セキュリティポリシー（基本方針・対策基準）」が市教育委員会で策定され、平成26年12月には情報セキュリティ実施手順が策定された。また、情報セキュリティポリシーに基づき、内部点検、外部点検及び情報機器管理台帳等の情報セキュリティ対策が実施されている。

ICT機器の運用について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 起案書において、公印を押印して通知しているが、起案書の公印管理者欄に押印がなかった。

- 2 起案書において、施行日の記載漏れがあった。また、文書取扱主任の押印漏れが見受けられた。

文書管理規則等に基づき、適正に処理されたい。

[監査意見]

- 1 学習者用コンピュータの活用について

学校と指導課との一層の連携を図り、児童生徒にとってより効果の高い活用に努められたい。

教育部 教育支援課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和2年12月末日現在の歳入は、予算現額61,358,000円、調定額64,078円、収入済額63,646円で、予算現額に対する収入率は0.1%である。

(2) 歳出

令和2年12月末日現在の歳出は、予算現額1,561,137,288円、支出済額1,229,207,870円で、執行率は78.7%である。

令和2年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表4のとおりである。

2 資金前渡

令和2年4月から12月までの資金前渡は4件で、うち精算起票済4件、精算戻入済4件である。

3 委託料の執行

令和2年4月から12月までの委託契約は、50件である。このうち、主管課契約分が25件、管財課契約分が25件で、全て随意契約である。

4 補助金等の交付

令和2年4月から12月までの補助金等の交付は、253件である。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 契約締結兼支出負担行為伺書において、課長の決裁日より前の日付で発注されているものが見受けられた。
- ② 契約締結兼支出負担行為伺書において、予定価格が3万円以上のもので1者しか見積書を徴取していないもの、特命随意契約の指定理由がないものが見受けられた。
- ③ 契約締結依頼書兼支出負担行為伺書において、指定理由欄に随意契約の根拠法令の記載がないものが見受けられた。
- ④ 契約締結伺書において、予定価格・比較価格の記載がないものが見受けられた。
- ⑤ 委託契約及び工事請負契約において、見積書兼請書と仕様書の間割印がないもの、「決定」の記載が漏れているものが見受けられた。
- ⑥ 委託契約において、再委託確認書・再委託承諾申請書の徴取がないもの、記載に誤りが

あるものが見受けられた。

契約事務規則等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、適正に管理されているものと認められた。

なお、教育支援課では、金券類の保管はなかった。

6 特別支援学級・特別支援教室の運営

(1) 特別支援学級・特別支援教室の概要

心身に障害等のある児童生徒を対象に、子どもの発達の様子や障害の程度に応じて適切な教育ができるよう、小中学校に障害種別ごとに特別支援学級・特別支援教室を設置している。

特別支援教育は大きく分けて、特別支援学級に在籍して指導を受ける固定学級と、通常の学級に在籍して指導を受けながら別室で特別の指導を受ける通級指導学級・特別支援教室がある。

現在、市内の小中学校の特別支援学級は、5校8学級である。

特別支援学級は、子どもが毎日通学し、学籍のある学校で、障害の程度は比較的軽度の児童生徒を対象として、1学級8名で編成されている。

通級指導学級及び特別支援教室の対象となる児童生徒は、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1～8時間程度別の教室で、障害に応じた少人数または個別の特別な指導を受けている。

令和2年4月からは、千川小学校に新たな特別支援教室拠点校の「あさがお教室」が設置され、千川小学校、大野田小学校、関前南小学校が一つのグループとして編成された。また、市立全中学校においても特別支援教室が導入され、対象の生徒が在籍校で特別な指導が受けられるようになった。小学校と同様に拠点校（第二中学校）の教員が巡回して指導する。

(2) 特別支援学級、特別支援教室の運営について

ア 特別支援学級、特別支援教室の体制について

特別支援学級、特別支援教室の体制として、学級担任の他に、介助員・指導補助員等が各学校に配置されており、個々の教育的ニーズに応じた支援を行っている。

イ 通級判定について

通級判定委員会設置要綱に基づき、難聴及び言語障害通級指導学級、特別支援教室に入級、継続、退級させることの適否について協議している。

なお、特別支援教室の運用と通級判定の手続について各校で共通理解を図ることを目的に特別支援教室・通級判定ガイドラインを作成している。

ウ スクールバスの運行について

特別支援学級に通学する児童（知的障害・肢体不自由）・生徒（肢体不自由）に対しては、市内全域からの通学を支援するために、東部地区、中央部地区、西部地区にスクールバスを運行している。

運行委託業者は、運行予定表の作成や毎日運行日誌をつけており、乗車した児童・生徒の記録の他、トラブル等の事故が発生した場合は、随時市に報告書を提出している。

エ 各種会議の開催について

特別支援学級設置校連絡協議会運営要綱に基づき、特別支援教育推進及び充実を図るために特別支援学級設置校校長、教育部統括指導主事、指導主事、教育支援課長、担当者を出席者とする協議会を開催している。

(3) 今後の特別支援学級（中学校）の配置方針について

本市の中学校特別支援学級（知的障害）は第四中学校のみに設置されているが、現在生徒数が増加傾向にあり、今後生徒数が30名を超える状態が続いた場合において、学級全体での教育活動や家庭との連携を安全かつ着実に行うため、将来的には、複数の中学校に特別支援学級を設置する必要が生じている。

そこで、第三期学校教育計画及び学校施設整備基本計画を踏まえて、特別支援学級の設置状況、地理的条件、必要教室数などを総合的に勘案した結果、第五中学校の改築に合わせて特別支援学級（知的障害）を令和7年度より設置する方向で準備を進めている。

特別支援学級・特別支援教室の運営について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

7 扶助費（就学援助費・特別支援教育就学奨励費）の支給

(1) 就学援助費

就学援助費は、経済的な理由により就学することが困難と教育委員会が認定した児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な費用の一部を援助し、義務教育の円滑な実施を図るものである。

受給資格者は、市内に在住し、市立及び国公立の小中学校に在学する児童生徒の保護者で、生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準ずると教育委員会が認める者である。

援助費の対象となる費目は、学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、プレセカンドスクール参加費、セカンドスクール参加費、移動教室参加費、修学旅行参加費、卒業記念品費、通学費、学校給食費、医療費及び体育実技用具費で、支給額は、それぞれ教育委員会が定める額又は必要と認める額である。

支給の時期は、終業式又は修了式後（8月、1月、4月）で、当該学期分を支給する。なお、申請書の提出が遅れた場合には、支給対象期間は、申請日からとなる。

令和2年4月から12月までの申請件数は1,080件で、12月末日現在の判定結果は、

認定 842 件、否認定 226 件である。

(2) 特別支援教育就学奨励費

特別支援教育就学奨励費は、特別支援学級に通う児童生徒の保護者に対し、教育費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するものである。

受給資格者は、市内に在住し、市立小中学校の特別支援学級に在籍又は通級指導学級に通級する児童生徒の保護者で、生活保護費及び就学援助費を受給していない者である。

特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者への支給対象経費は、学校給食費、交通費、職場実習交通費、交流学习交通費、移動教室費、修学旅行費、学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費及び体育実技用具費である。通学費を除き、所得制限がある。

通級指導学級に通級する児童生徒の保護者への支給対象経費は通学費で、実費を支給する。所得制限はない。

支給の時期は、年 2 回（11月、4月）で、前期分と後期分を支給する。

令和 2 年 4 月から 12 月までの申請件数は 53 件で、12 月末日現在の判定結果は、認定 46 件、否認定 7 件である。

令和 2 年 12 月末日現在の扶助費（就学援助費及び就学奨励費）の支出済額は 22,821,922 円で、予算現額に対する執行率は 30.1% である。内訳は、就学援助費及び就学奨励費の小学校費 13,452,612 円及び中学校費 9,369,310 円である。

扶助費（就学援助費・特別支援教育就学奨励費）の支給について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 就学援助費受給資格喪失通知書等において、要綱で定められた様式を一部変更して使用しているものが多数見受けられた。

要綱等に基づき、適正に処理されたい。

8 教育相談事業

(1) 教育相談事業の沿革

本市では、昭和 26 年度に大野田小学校に教育心理相談室を、昭和 48 年度に幼児教育相談室を開設した。平成 2 年度には、不登校児童生徒に関わる教育相談関連諸機関連絡協議会を、平成 3 年度には、帰国・外国人児童生徒相談室を開設した。各機関の相談員数を増やすなどさまざまな変革を行いながら、平成 17 年度に教育相談室、幼児教育相談室、ガイダンスルーム、帰国・外国人教育相談室を統合し、適応指導教室（チャレンジルーム）を併設した「教育支援センター」を大野田小学校に設置した。

また同年度から市内中学校に都のスクールカウンセラーが配置され始め、平成 25 年度

には、市内全小中学校全てで配置が完了した。

平成26年度には、スクールソーシャルワーカーの全中学校への定期派遣を開始したが、小学校を含めた学校支援の拡充を図るため、小中学校の生活指導部会や校内委員会等に出席し、情報収集と早期対応を図っている。令和2年度には6名体制となり、各中学校区の担当制、全小中学校に定期派遣するなど、現在の支援体制が構築された。

(2) 教育支援センターについて

教育支援センターは、幼児から18歳位までの児童生徒とその保護者等を対象に、子育て、学校生活、心身の発達に関する相談等を行うほか、市立小中学校における不登校児童生徒等への早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問・学校訪問や教育相談員による学校派遣相談などを行う専門的機関である。帰国・外国籍・国際結婚家庭の児童生徒を対象とする相談や日本語指導等は、帰国・外国人教育相談室が行っている。

また、不登校児童生徒の相談支援や学習支援等により社会的自立を推進するため、チャレンジルームを設置している。令和2年7月からは新規に「むさしのクレスコーレ」の事業運営委託を開始した。

教育相談、チャレンジルーム、帰国・外国人教育相談室の平成30年度から3か年の相談件数は、増加傾向にある。

(3) 関係機関との連携について

教育支援センターでは、市内保育園・幼稚園や市立小中学校と緊密に連携をとり教育相談活動を行っている。また、教育機関だけでなく、福祉や子育てに関する市内の各関係機関との連携も積極的に行っている。

さらに保健センターや子ども家庭支援センター等を含めた教育支援ネットワークを活用した関係機関との情報交換も随時行っている。

また、医療との連携では、嘱託医による医療相談を実施しており、教育相談員も嘱託医からの医学的視点における助言を受けている。

(4) 新規事業「むさしのクレスコーレ」について

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）を受け、本市における不登校対策のこれまでの取組を整理し、今後の対策を検討するため、不登校対策検討委員会や不登校児童生徒の多様な学び場のあり方検討委員会で検討を重ねてきた。その結果、本人の状態に応じた指導支援を行うことのできる多様な学び場を用意する必要があるとの結論に至った。

そこで、令和2年7月1日より、不登校状態にある中学生を対象に教育支援事業「むさしのクレスコーレ」を実施することとなった。

不登校状態にある生徒には、家庭を含めた長期的かつ継続的な相談支援が必要であり、学校で生徒の状態を把握できる義務教育段階において、教育委員会・学校・民間事業者が連携して、高等学校等への進学後も見据えた多面的な相談支援を行うことを目的としている。また高校生年代（15～18歳）には、武蔵野市若者サポート事業「みらいる」へ、青年期（18歳～）には、若者サポートプログラム「むさしの地域若者サポートステーション

ョン」へとつなげられるよう、中学校卒業後の進路づくりを支援することとしている。

事業運営は特定非営利活動法人へ委託して実施している。事業場所は、武蔵野市若者サポート事業「みらいる」のスペースを活用して事業を行っている。

利用料は活動に伴う実費のみで原則無料となっている。

令和2年7月1日から令和3年1月9日までの相談者数は、保護者相談20名、本人来所15名、入室10名、見学・体験中が5名であった。また情報共有したケースが10名、問合せのみは4名だった。

本市では、これまでチャレンジルームでも不登校児童生徒の支援を行ってきたが、現在、不登校の児童生徒は増加傾向にあり、クレスコーレは、安心して過ごせる居場所として、チャレンジルームは、学習や集団活動を通して、生活リズムを整える場として、児童生徒の状態に応じたさまざまな支援を行っている。

教育相談事業について、関係書類等を審査した結果、適正に執行されているものと認められた。

水道部 総務課

1 予算の執行

(1) 歳入

令和2年12月末日現在の歳入は、収益的収入予算現額3,729,549,000円、調定額2,663,688,417円、収入済額2,299,307,965円で、予算現額に対する収入率は61.7%である。資本的収入予算現額325,585,000円、調定額42,888,027円、収入済額42,888,027円で、予算現額に対する収入率は13.2%である。

(2) 歳出

令和2年12月末日現在の歳出は、収益的支出予算現額3,675,512,000円、支出済額1,897,899,733円で、執行率は51.6%である。資本的支出予算現額1,885,257,000円、支出済額644,004,155円で、執行率は34.2%である。

令和2年12月末日現在の歳入及び歳出予算の執行状況は、別表5のとおりである。

2 資金前渡

令和2年4月から12月までの資金前渡（小口資金）は9件で、うち精算起票済9件、精算戻入済9件である。資金前渡（水道料金還付資金）は9件で、うち精算起票済9件、精算戻入済9件である。

3 委託料の執行

令和2年4月から12月までの委託契約は、71件である。指名競争入札は4件でそれ以外は随意契約である。

4 補助金等の交付

令和2年度の補助金の配当予算はなかった。

上記1～4について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 経過勘定整理簿において、資金前渡受者確認印の押印漏れ及び代決日の記載誤りがあった。
- ② 経過勘定整理簿において、課長補佐が代決しているが、その後課長の後関を受けていないものが見受けられた。
- ③ 契約締結伺兼支出負担行為伺に添付された指定理由書において、改正前の委託等契約取扱要領を使用しているものがあった。

- 4 契約報告書、物品委託等契約支出負担行為伺書兼契約報告書において、記載誤りが見受けられた。
- 5 見積書兼請書において、単価契約であるが数量と総額が記載されているものがあつた。
- 6 見積書兼請書において、仕様書に記載のある別紙が添付されていなかった。
- 7 委託着手届において、摩擦消去タイプのペンで一部記載されているものを収受していた。
- 8 再委託確認書・再委託承諾申請書において、記載漏れ、記載誤りがあるものが見受けられた。
- 9 物品委託等契約支出負担行為伺書兼契約報告書において、準備契約で4月1日に在職していない部課長により決裁されたものが見受けられた。

水道事業会計規程等に基づき、適正に処理されたい。

5 郵券・金券類・公印・備品の管理

郵券類、公印及び備品の管理について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に管理されているものと認められた。

なお、水道部総務課では、金券類の保管はなかつた。

記

[指摘事項]

- 1 切手受払票において、記載漏れが見受けられた。また、記載誤りがあつた。
- 2 固定資産となる備品を消耗品として購入していた。

水道事業会計規程等に基づき、適正に処理されたい。

6 超過勤務手当の支給

正規の勤務時間外に勤務することを命じた場合には超過勤務手当、休日に勤務を命じた場合には休日給を支給している。

勤務時間外に勤務するときは、事前に超過勤務等命令書の決裁を受け、実際に勤務した時間及び内容を庶務事務システムを用いて報告し、所属長の電子決裁を受けている。なお、支給額の算出については、庶務事務システムに入力されたデータをもとに人事課が行っている。

超過勤務手当・休日給の支給について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 超過勤務等命令書において、訂正印の漏れが見受けられた。

適正に処理されたい。

7 水道料金の賦課

(1) 水道料金の算定

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額である。

基本料金は、給水管の呼び径の大きさに応じ、1月あたり842円～807,950円である。

従量料金は、給水管の呼び径の大きさに応じ、1月あたり使用水量1立方メートルにつき22円～410円である。ただし、給水管の呼び径の大きさが25ミリメートル以下のものにあつては、使用水量5立方メートルまでの分に係る従量料金は無料である。

なお、公衆浴場の水道料金については、別に設定されており、また、生活保護法により生活扶助を受ける者等に対する減免措置も設けられている。

水道メータの検針は、委託業者が行っている。使用水量の計量期間は2か月であるため、市内を2地区に分け、毎月交互に検針を行っている。

令和2年4月から12月までの検針数は、450,966件（平場メータが449,752件、隔測メータが1,214件）である。

(2) 水道料金の調定・賦課

水道料金の調定・賦課業務については、平成25年度から外部委託を行っている。受託業者は検針済データを水道料金システムに取り込むことにより、日々の調定処理を行っている。日々取り込んだデータ及び個別に入力した調定更正額については、1か月ごとに調定整理通知表（処理日別）として出力したものを水道部に提出している。

その他、漏水、減免等についても申請を受けて、更正処理を行っている。

令和2年4月から12月までの調定件数は、403,292件、調定額は2,480,361,895円である。

水道料金の賦課について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

8 水道料金の減免等

水道料金の減免等は、給水条例に基づき実施されており、次の5つがある。

(1) 漏水減免（使用水量の認定による減額）

漏水により使用水量が増加した場合は、漏水時の水量から、漏水原因別に漏水相当水量の4分の1から4分の3に相当する水量を減量し、料金を再算定する。過払い分については、水量認定後に還付が行われる。

漏水が発見されるのは、多くの場合、2か月毎の検針時である。過去の実績と比べて、使用量が著しく多くなっていることにより発見されるものである。その他には、地面から水がしみだしてくることを見つけたことにより発見されること等がある。利用者からの申請に基づき、認定するものである。

令和2年4月から12月までの漏水による水道料金の減免件数は、68件で、金額は6,976,417円である。

(2) 公衆浴場に対する減額措置

市内3か所の公衆浴場に対し、1月あたり10立方メートルを超える使用水量にかかる従量料金について、1立方メートルにつき100円を70円とする減額を行っている。

令和2年4月から12月までの公衆浴場に対する減額は、合計3,927円である。

(3) 東日本大震災に伴う避難者に対する免除

避難者からの申請を受け、基本料金の免除及び従量料金の一部免除を行っている。

令和2年4月から12月までの東日本大震災に伴う避難者に対する減免額は、321,911円である。なお、令和2年度に新たに申請されたものはない。

(4) 生活保護法により生活扶助等を受ける者に対する免除

生活扶助等受給者からの申請を受け、基本料金の免除及び従量料金の一部免除を行っている。

令和2年4月から12月までの生活扶助等受給者に対する減免額は、20,087,832円である。

(5) 児童扶養手当または特別児童扶養手当受給者に対する免除

児童扶養手当受給者等からの申請を受け、生活扶助等受給者と同様に基本料金の免除及び従量料金の一部免除を行っている。

令和2年4月から12月までの児童扶養手当受給者等に対する減免額は、7,348,771円（生活扶助等受給者との重複は除く）である。

水道料金の減免について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- ① 使用水量認定書において、課長の決裁印が漏れているものがあった。
- ② 水道使用水量等認定願及び水道料金等免除申請書において、收受印を押印していないものが見受けられた。

適正に処理されたい。

[監査意見]

- ① 減免申請における受給資格の確認について
受給資格の確認を関係各課と行うことへの本人同意欄を減免申請書に明記されたい。
- ② 使用水量の認定について
漏水減免等実施における使用水量の認定を行う際の算定基準の明確化について検討されたい。

9 水道料金の徴収及び還付

水道料金の収納業務のうち、水道料金の徴収及び還付処理業務については、平成24年度から外部委託を行っている。

(1) 水道料金の徴収

水道料金は、検針によって調定した水道料金と下水道使用料の合算額を、2か月に一度使用者に請求し、納入通知書、口座振替、クレジットカード払いのいずれかの方法により徴収している。

令和2年4月から12月までの納入通知書発送件数は、106,823件、口座振替及びクレジットカード払い依頼件数は、296,469件である。

令和2年4月から12月までの水道料金収入額は、2,116,267,355円で、収納率は、85.3%である。

ア 納入通知書について

納入通知書（ハガキ形式）は、A地区、B地区を検針期間により前半と後半に分け、毎月2回打ち出しを行い、使用者あてに納期限まで10日以上の間を設けて送付している。使用者は、各金融機関、市窓口の他、コンビニエンスストアでも納付することができる。

令和2年4月から12月までのコンビニ収納取扱件数は、91,176件で、金額は471,740,894円である。

イ 口座振替について

各金融機関への口座振替の依頼についても、毎月2回行っている。残高不足のため振替ができなかった場合は、1か月後に再度振替をし、2回目も不能の場合には、督促状を送付して対応している。

ウ クレジットカード払いについて

クレジットカード払いの請求は、毎月1回、各カード会社の情報を集約して代行している業者に水道部の専用端末からオンラインで行っている。クレジットカードが無効等の理由で決済ができなかった場合は、直ちに請求書を作成し、「カード決済不能通知書」とともに使用者へ送付している。

令和2年4月から12月までのクレジットカード収納取扱件数は、97,426件で、金額は660,670,227円である。

(2) 消込み

消込みは口座振替分、納入通知書分ともにOCRにより電算処理している。また、集金等による手書き納付書分は、OCR用紙を打ち出して電算処理している。毎日の納入金額は、電算処理による収入日計表と水道料金等納入済通知書との照合を行い、確認している。

(3) 水道料金の還付

二重納付や調定減により還付が発生した場合は、毎月1回「水道料金等還付金のお知らせ」を発送して、使用者に通知している。使用者は、現金（水道部窓口のみ）、振込、充当のいずれかの方法で還付を受けることができる。

還付に使用する現金は、還付資金として毎月初日に200万円を資金前渡し、月末に精算している。還付資金は、窓口の料金徴収用のレジには入れず、金庫で別に管理している。

令和2年4月から12月までの前渡金額は18,000,000円、還付金額は2,607,771円、精算戻入金額は15,392,229円である。

水道料金の徴収及び還付について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 還付済決議書において、係長が代決し、その後課長の後閲を受けていないものが多数見受けられた。
- 2 還付執行一覧表において、課長の決裁印が漏れているものがあった。

適正に処理されたい。

10 水道料金の督促及び停水執行

水道料金の収納業務のうち、水道料金の督促等の滞納整理業務及び停水執行については、平成21年度から外部委託を行っている。

納期限を過ぎた滞納分の扱いは、納期限の2か月後に、電算処理により作成した督促状を発送する。2回請求分（必ずしも連続ではない）の滞納が発生した場合は、督促状兼給水停止予告書を発送する。

停水までには、更に委託業者が電話催促を行い、給水停止予告書の指定納期限を過ぎても納入のない使用者について、指定納期限後2～3週間程度を目途に、給水停止執行通知書により停水を執行している。

停水解除の条件は、滞納分の全額一括納入が原則であるが、使用者の生活状況等を考慮し、一部納入でも納入計画を作成させ、停水を解除している。

令和2年4月から12月までの滞納整理状況は、督促状発送件数14,935件、給水停止予告書発送件数6,459件、停水執行件数606件、停水解除件数276件である。

督促及び停水執行について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

11 工事請負契約事務

令和2年4月から12月までの工事請負契約は、19件（工事希望制指名競争入札1件、指名競争入札15件、随意契約3件）、契約金額は409,429,900円である。

(1) 競争入札について

競争入札の際の指名業者の指名については、指名業者登録名簿の中から「武蔵野市工事請負指名競争入札参加者指名基準」に基づき行うこととされている。

現在は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて、市の建設工事等競争入札参加資格を有しており、一般財団法人建設業情報管理センターが公表する経営事項審査の結果にて「水道施設工事」又は「土木工事」で総合評価値を持っている業者を中心に指名している。その中で、設計金額3,000万円以上の工事については、水道部指名業者選定委員会で審議のうえ指名を行っている。

工事請負契約の入札は、工事請負契約の入札手続に関する要綱に準拠しているが、入札方式の選択基準については、公営企業としての水道事業における工事の迅速な施行開始等に資する必要から次のように定めている。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ・設計金額1億5,000万円以上 | 一般競争入札 |
| ・設計金額5,000万円以上1億5,000万円未満 | 工事希望制指名競争入札 |
| ・設計金額5,000万円未満 | 指名競争入札 |

このうち、一般競争入札、工事希望制指名競争入札の入札参加条件の設定は、水道部契約事務審議委員会で審議を行っている。

(2) 随意契約について

特殊な案件で契約先を指定する必要がある契約については、指定理由書を作成・決裁のうえで1者に決定している。

また1者の予定価格が130万円以下の工事については、水道部少額工事事務取扱要綱に基づき、契約を行っている。

(3) 前金払、中間前払金について

前金払の額は、土木工事、建築工事及び設備工事については契約金額の4割（最高限度額2億円）、土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量については、契約金額の3割（最高限度額5,000万円）である。

令和2年4月から12月までに契約締結している工事請負契約の中で、前金払を行っているものは12件、79,100,000円であった。

中間前払金の額は、契約金額の2割（最高限度額1億円）であるが、中間前払金を支払った工事請負契約はなかった。

(4) 工事成績評定制度について

契約金額が500万円以上の請負工事を対象として、平成25年度から工事成績の評定を実施している。「優良な工事」は市報及び市のホームページに掲載し1年間公表している。

工事請負契約事務について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 設計金額が500万円を超える工事の設計書において、部長の決裁印が漏れているものがあった。
- 2 業者から提出された誓約書、暴力団等排除に関する誓約書に収受印を押印していないものが見受けられた。

適正に処理されたい。

水道部 工務課

1 漏水対策

限られた水資源を有効に利用するため、漏水対策として、道路に埋設した配水管と各家庭に引き込まれている給水管の漏水調査を行うことにより、漏水発見・早期修繕を実施し、有効率（配水量に対して、有効に使用される水量の比率）及び有収率（配水量に対して、料金徴収の対象となった水量の比率）の向上を図っている。

漏水調査は、市内全域の給・配水管の調査（漏水調査委託）並びに市民、検針員及び市関連部署等からの依頼・通報による調査（給水施設調査委託）の2つの方法により行われている。

調査の結果、漏水が発見された場合には、修繕工事が必要となるが、修繕工事の費用負担については、給・配水管から水道メータまでの部分（一次側）については市が、水道メータ先より宅地側の部分（二次側）は使用者等の負担となる。なお、漏水調査及び修繕工事は専門業者に委託して行っている。

また、台風等の気象状況により水道施設に被害が予想される時は、市職員及び委託業者が水道施設の点検及び初期対応のため待機し、被害の防止に努めている。

令和2年4月から12月までの漏水調査、漏水発見、漏水修繕の状況は以下のとおりである。

漏水調査件数			漏水発見件数						漏水発見箇所別修繕件数			
漏水調査委託 (市内全域調査)	給水施設調査委託 (市民等による依頼調査)	合計	漏水調査委託		給水施設調査委託			合計	応急修理委託修繕件数			合計
			宅地内	道路上	宅地内		道路上		宅地内		道路上	
					一次側	二次側			一次側	二次側		
50,116	122	50,238	103	12	53	80	12	260	156	80	24	260

*一次側とは給・配水管から水道メータ（市負担分）まで、二次側とは水道メータ先より宅地側（使用者等負担分）

他企業の工事に伴う掘削等で給・配水管等を損傷したなどの原因者負担となる損傷復旧工事費用は、配水管工事等の費用徴収事務取扱要綱に基づき原因者から徴収している。

令和2年4月から12月までの対象工事は、1件であった。

有効水量、有効率の推移は以下のとおりである。

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
配水量	17,541,376 ^{m³}	17,283,171 ^{m³}	17,261,563 ^{m³}	17,101,360 ^{m³}	16,915,331 ^{m³}
有効水量	17,188,239 ^{m³}	17,032,343 ^{m³}	17,072,558 ^{m³}	16,919,641 ^{m³}	16,852,968 ^{m³}
有効率	98.0%	98.5%	98.9%	98.9%	99.6%

令和元年度の有収率の他市との比較は以下のとおりである。

武蔵野市	類似団体平均	全国平均	昭島市	羽村市
96.98%	89.11%	89.80%	96.47%	91.99%

*令和元年度経営比較分析表(東京都総務局行政部HP)より作成

漏水対策について、関係書類等を審査した結果、下記の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。

記

[指摘事項]

- 1 修繕受付兼報告書が、施工後速やかに提出されていないものが見受けられた。

適正に処理されたい。

2 水道メータ更新事業

水道料金の算定に用いられる使用水量を計量するために、各戸に市の水道メータを設置している。水道メータは計量法により有効期間が8年と規定されているため、8年に一度、委託により取替えを行っている。

令和2年4月から12月までのメータの設置件数、取替件数は以下のとおりである。

メータ設置数 (12月末現在)	新規設置件数	メータの取替件数		
		異常・その他	検定満期	合計
89,754	1,041	218	9,732	9,950

配管等の腐食による漏水の恐れがある場合や、車両やリフォーム等による障害物等により、メータの取替えができないことがあり、令和2年度に期限切れとなったメータは21件、期限切れメータの残数は469件で、メータ設置数の0.5%である。

取替えが行えず、有効期限が過ぎてしまった場合は給水条例第29条第1項の規定により使用水量を認定し、水道料金を算定している。

令和2年度の水道メータ買入れの当初契約金額は、43,351,781円で、水道メータ取替委託の当初契約金額は、76,141,164円である。

水道メータ更新事業について、関係書類等を審査した結果、適正に処理されているものと認められた。

[監査意見]

- 1 有効期限切れメータについて

有効期限切れメータは減少しているが、より効果的な対応策を検討し、早期の解消に努められたい。

別表1 (市民活動推進課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和2年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14	使用料及び手数料			179,466,000	60,676,910	62,381,220	34.8
	1	使用料		179,465,000	60,672,910	62,377,120	34.8
		1	総務使用料	179,465,000	60,672,910	62,377,120	34.8
			1 総務管理使用料	163,000	148,570	148,570	91.1
			2 市民施設使用料	179,302,000	60,524,340	62,228,550	34.7
	2	手数料		1,000	4,000	4,100	410.0
		1	総務手数料	1,000	4,000	4,100	410.0
			1 総務管理手数料	1,000	4,000	4,100	410.0
16	都支出金			30,000	0	0	0.0
	2	都補助金		30,000	0	0	0.0
		1	総務費都補助金	30,000	0	0	0.0
			2 総務管理費補助金	30,000	0	0	0.0
17	財産収入			150,000	39,940	147,490	98.3
	2	財産売払収入		150,000	39,940	147,490	98.3
		1	物品売払収入	150,000	39,940	147,490	98.3
21	諸収入			5,259,000	1,767,720	1,473,254	28.0
	6	雑入		5,259,000	1,767,720	1,473,254	28.0
		5	雑入	5,259,000	1,767,720	1,473,254	28.0
			1 雑入	5,259,000	1,767,720	1,473,254	28.0
	合		計	184,905,000	62,484,570	64,001,964	34.6

一般会計 歳出

令和2年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
2	総務費			1,663,258,000	1,147,601,191	69.0
	1	総務管理費		34,436,000	13,996,203	40.6
		1	一般管理費	1,217,000	194,272	16.0
			1 報酬	685,000	137,000	20.0
			7 報償費	69,000	13,700	19.9
			8 旅費	10,000	0	0.0
			10 需用費	6,000	50	0.8
			11 役務費	27,000	12,073	44.7
			12 委託料	420,000	31,449	7.5
		3	広報広聴費	33,219,000	13,801,931	41.5
			1 報酬	1,513,000	512,500	33.9
			7 報償費	9,401,000	5,879,700	62.5
			8 旅費	147,000	1,917	1.3
			10 需用費	2,329,000	854,441	36.7
			11 役務費	348,000	150,517	43.3
			12 委託料	17,999,000	5,791,536	32.2
			13 使用料及び賃借料	330,000	186,020	56.4
			17 備品購入費	70,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	1,064,000	407,700	38.3
			21 補償、補填及び賠償金	18,000	17,600	97.8
	2	徴税費		1,394,000	179,915	12.9
		1	徴税総務費	1,394,000	179,915	12.9
			1 報酬	822,000	150,700	18.3
			8 旅費	14,000	0	0.0
			10 需用費	51,000	2,000	3.9
			11 役務費	41,000	6,249	15.2
			12 委託料	420,000	20,966	5.0
			17 備品購入費	30,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	16,000	0	0.0
	6	市民活動費		1,627,428,000	1,133,425,073	69.6
		1	市民活動推進事業費	463,223,000	339,067,467	73.2
			1 報酬	3,734,000	1,678,200	44.9
			3 職員手当等	426,000	121,020	28.4
			4 共済費	443,000	190,820	43.1
			7 報償費	62,000	62,000	100.0
			8 旅費	26,000	12,600	48.5
			10 需用費	32,475,000	13,791,973	42.5
			11 役務費	3,527,000	2,413,311	68.4
			12 委託料	197,743,000	153,085,042	77.4
			13 使用料及び賃借料	8,664,000	3,317,988	38.3

	14 工事請負費	168,880,000	125,372,045	74.2
	15 原材料費	30,000	0	0.0
	17 備品購入費	2,699,000	0	0.0
	18 負担金、補助及び交付金	44,514,000	39,022,468	87.7
2	男女平等推進施策事業費	23,361,000	9,580,194	41.0
	1 報酬	7,992,000	5,065,545	63.4
	3 職員手当等	948,000	853,480	90.0
	4 共済費	1,137,000	651,644	57.3
	7 報償費	2,501,000	903,500	36.1
	8 旅費	232,000	113,717	49.0
	10 需用費	1,860,000	551,140	29.6
	11 役務費	425,000	176,456	41.5
	12 委託料	6,803,000	1,168,571	17.2
	13 使用料及び賃借料	639,000	91,378	14.3
	14 工事請負費	237,000	0	0.0
	17 備品購入費	77,000	4,763	6.2
	18 負担金、補助及び交付金	510,000	0	0.0
3	市民文化施設事業費	1,140,844,000	784,777,412	68.8
	1 報酬	372,000	96,000	25.8
	7 報償費	70,000	0	0.0
	8 旅費	15,000	0	0.0
	10 需用費	63,289,000	25,606,947	40.5
	11 役務費	5,198,000	3,922,201	75.5
	12 委託料	807,279,000	595,621,841	73.8
	13 使用料及び賃借料	89,856,000	75,587,045	84.1
	14 工事請負費	54,005,000	4,087,600	7.6
	17 備品購入費	6,797,000	0	0.0
	18 負担金、補助及び交付金	54,970,000	36,269,928	66.0
	22 償還金、利子及び割引料	58,993,000	43,585,850	73.9
	合 計	1,663,258,000	1,147,601,191	69.0

別表2 (教育企画課)

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和2年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
14			使用料及び手数料	6,007,000	1,549,300	1,634,100	27.2
	1		使用料	6,007,000	1,549,300	1,634,100	27.2
		1	総務使用料	47,000	42,100	42,100	89.6
			1 総務管理使用料	47,000	42,100	42,100	89.6
		5	教育使用料	5,960,000	1,507,200	1,592,000	26.7
			1 小学校使用料	900,000	88,000	108,600	12.1
			2 中学校使用料	5,060,000	1,419,200	1,483,400	29.3
15			国庫支出金	24,170,000	0	0	0.0
	2		国庫補助金	24,170,000	0	0	0.0
		6	教育費国庫補助金	24,170,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	11,179,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	12,991,000	0	0	0.0
16			都支出金	12,075,000	14,000	14,000	0.1
	2		都補助金	12,061,000	0	0	0.0
		8	教育費都補助金	12,061,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	5,748,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	6,313,000	0	0	0.0
	3		委託金	14,000	14,000	14,000	100.0
		5	教育費委託金	14,000	14,000	14,000	100.0
			1 教育総務費委託金	14,000	14,000	14,000	100.0
17			財産収入	508,000	0	0	0.0
	1		財産運用収入	508,000	0	0	0.0
		2	利子及び配当金	508,000	0	0	0.0
			1 利子及び配当金	508,000	0	0	0.0
21			諸収入	1,670,000	1,977,128	1,977,128	118.4
	2		市預金利子	0	7	7	—
		1	市預金利子	0	7	7	—
			1 預金利子	0	7	7	—
	6		雑入	1,670,000	1,977,121	1,977,121	118.4
		5	雑入	1,670,000	1,977,121	1,977,121	118.4
			1 雑入	1,670,000	1,977,121	1,977,121	118.4
			合 計	44,430,000	3,540,428	3,625,228	8.2

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			2,161,968,674	1,013,444,951	46.9
	1	教育総務費		32,017,000	19,088,142	59.6
		1	教育委員会費	7,957,000	5,295,862	66.6
			1 報酬	6,744,000	5,058,000	75.0
			8 旅費	488,000	712	0.1
			9 交際費	500,000	150,000	30.0
			10 需用費	136,000	16,350	12.0
			18 負担金、補助及び交付金	89,000	70,800	79.6
		2	事務局費	23,552,000	13,792,280	58.6
			4 共済費	8,699,000	7,343,689	84.4
			5 災害補償費	100,000	0	0.0
			7 報償費	343,000	185,000	53.9
			8 旅費	875,000	87,995	10.1
			10 需用費	2,944,000	2,020,239	68.6
			11 役務費	480,000	381,373	79.5
			12 委託料	7,733,000	2,691,714	34.8
			13 使用料及び賃借料	876,000	289,470	33.0
			17 備品購入費	794,000	530,200	66.8
			18 負担金、補助及び交付金	662,000	217,700	32.9
			26 公課費	46,000	44,900	97.6
		4	学校施設整備基金費	508,000	0	0.0
			24 積立金	508,000	0	0.0
	2	小学校費		1,346,758,266	567,182,915	42.1
		1	学校管理費	1,334,298,936	567,182,915	42.5
			1 報酬	125,694,000	92,192,186	73.3
			3 職員手当等	21,264,000	19,137,984	90.0
			4 共済費	22,769,000	13,274,297	58.3
			8 旅費	4,546,000	1,352,428	29.7
			9 交際費	223,000	0	0.0
			10 需用費	177,439,486	101,765,255	57.4
			11 役務費	7,873,050	6,308,571	80.1
			12 委託料	324,576,000	91,615,238	28.2
			13 使用料及び賃借料	35,459,000	22,273,759	62.8
			14 工事請負費	601,107,000	209,688,536	34.9
			15 原材料費	170,000	163,161	96.0
			17 備品購入費	12,818,400	9,285,100	72.4
			18 負担金、補助及び交付金	310,000	126,400	40.8
			21 補償、補填及び賠償金	50,000	0	0.0
		2	教育振興費	403,330	0	0.0
			10 需用費	390,458	0	0.0
			17 備品購入費	12,872	0	0.0
		4	学校建設費	12,056,000	0	0.0

	12 委託料	12,056,000	0	0.0
3	中学校費	783,013,408	427,031,494	54.5
	1 学校管理費	719,165,050	400,456,830	55.7
	1 報酬	61,846,000	45,915,329	74.2
	3 職員手当等	10,632,000	9,594,240	90.2
	4 共済費	11,414,000	6,798,252	59.6
	8 旅費	2,966,000	1,319,173	44.5
	9 交際費	10,000	0	0.0
	10 需用費	69,668,100	20,574,635	29.5
	11 役務費	4,052,000	2,404,252	59.3
	12 委託料	141,349,000	34,841,109	24.6
	13 使用料及び賃借料	144,730,000	135,957,057	93.9
	14 工事請負費	268,284,000	141,172,588	52.6
	15 原材料費	100,000	24,695	24.7
	17 備品購入費	3,996,950	1,791,900	44.8
	18 負担金、補助及び交付金	97,000	63,600	65.6
	21 補償、補填及び賠償金	20,000	0	0.0
	2 教育振興費	303,358	0	0.0
	10 需用費	302,000	0	0.0
	17 備品購入費	1,358	0	0.0
	4 学校建設費	63,545,000	26,574,664	41.8
	1 報酬	1,872,000	1,404,000	75.0
	7 報償費	400,000	0	0.0
	10 需用費	30,000	0	0.0
	12 委託料	59,712,000	24,651,000	41.3
	13 使用料及び賃借料	1,531,000	519,664	33.9
5	社会教育費	180,000	142,400	79.1
	1 社会教育総務費	180,000	142,400	79.1
	22 償還金、利子及び割引料	180,000	142,400	79.1
	合 計	2,161,968,674	1,013,444,951	46.9

別表3 (指導課)

予算の執行状況

一般会計 歳入

令和2年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予算現額	調定額	収入済額	収入率
15	国庫	支出	金	324,766,000	0	0	0.0
	2	国庫	補助金	324,766,000	0	0	0.0
	6	教育費	国庫補助金	324,766,000	0	0	0.0
		1	教育総務費補助金	324,492,000	0	0	0.0
		2	小学校費補助金	137,000	0	0	0.0
		3	中学校費補助金	137,000	0	0	0.0
16	都支	出	金	101,931,000	7,819,584	7,819,584	7.7
	1	都負	担金	6,312,000	1,723,591	1,723,591	27.3
	3	教育費	都負担金	6,312,000	1,723,591	1,723,591	27.3
		1	研修事業負担金	600,000	0	0	0.0
		2	一般貸金交付金	5,712,000	1,723,591	1,723,591	30.2
	2	都補	助金	88,790,000	0	0	0.0
	8	教育費	都補助金	88,790,000	0	0	0.0
		1	教育総務費補助金	84,080,000	0	0	0.0
		3	中学校費補助金	4,710,000	0	0	0.0
	3	委託	金	6,829,000	6,095,993	6,095,993	89.3
	5	教育費	委託金	6,829,000	6,095,993	6,095,993	89.3
		1	教育総務費委託金	3,029,000	2,100,993	2,100,993	69.4
		2	小学校費委託金	2,700,000	2,808,000	2,808,000	104.0
		3	中学校費委託金	1,100,000	1,187,000	1,187,000	107.9
21	諸	収	入	0	4,682	4,682	—
	2	市預	金利子	0	4	4	—
	1	市預	金利子	0	4	4	—
		1	預金利子	0	4	4	—
	6	雑	入	0	4,678	4,678	—
	5	雑	入	0	4,678	4,678	—
		1	雑入	0	4,678	4,678	—
	合		計	426,697,000	7,824,266	7,824,266	1.8

一般会計 歳出

令和2年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			1,396,522,100	407,135,020	29.2
	1	教育総務費		1,381,354,600	398,406,190	28.8
		2	事務局費	19,067,000	11,802,066	61.9
			1 報酬	7,935,000	3,897,575	49.1
			8 旅費	294,000	128,676	43.8
			10 需用費	63,000	0	0.0
			11 役務費	33,000	0	0.0
			12 委託料	10,129,000	7,410,366	73.2
			13 使用料及び賃借料	466,000	310,608	66.7
			17 備品購入費	12,000	0	0.0
			18 負担金、補助及び交付金	135,000	54,841	40.6
		3	教育指導費	1,362,287,600	386,604,124	28.4
			1 報酬	145,178,000	88,719,727	61.1
			3 職員手当等	5,073,000	4,033,510	79.5
			4 共済費	7,462,000	3,813,339	51.1
			7 報償費	31,959,000	8,993,722	28.1
			8 旅費	15,523,000	3,563,132	23.0
			10 需用費	66,486,000	30,000,828	45.1
			11 役務費	37,407,600	17,071,282	45.6
			12 委託料	312,050,000	113,281,841	36.3
			13 使用料及び賃借料	151,129,000	99,212,570	65.6
			17 備品購入費	573,962,000	4,541,060	0.8
			18 負担金、補助及び交付金	16,058,000	13,373,113	83.3
	2	小学校費		6,820,500	758,204	11.1
		2	教育振興費	6,820,500	758,204	11.1
			1 報酬	295,000	0	0.0
			7 報償費	277,000	0	0.0
			8 旅費	58,000	0	0.0
			10 需用費	570,000	366,554	64.3
			11 役務費	426,500	0	0.0
			12 委託料	5,183,000	391,650	7.6
			13 使用料及び賃借料	11,000	0	0.0
	3	中学校費		8,347,000	7,970,626	95.5
		2	教育振興費	8,347,000	7,970,626	95.5
			10 需用費	102,000	0	0.0
			11 役務費	5,000	0	0.0
			12 委託料	4,240,000	4,015,000	94.7
			21 補償、補填 及び賠償金	4,000,000	3,955,626	98.9
			合 計	1,396,522,100	407,135,020	29.2

別表4（教育支援課）

予 算 の 執 行 状 況

一般会計 歳入

令和2年12月31日現在（単位 円・%）

款	項	目	節	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率
15	国庫	支出金		29,452,000	0	0	0.0
	2	国庫	補助金	29,452,000	0	0	0.0
		6	教育費国庫補助金	29,452,000	0	0	0.0
			1 教育総務費国庫補助金	28,342,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	510,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	600,000	0	0	0.0
16	都支	出金		31,906,000	0	0	0.0
	2	都	補助金	31,224,000	0	0	0.0
		8	教育費都補助金	31,224,000	0	0	0.0
			1 教育総務費補助金	30,704,000	0	0	0.0
			2 小学校費補助金	390,000	0	0	0.0
			3 中学校費補助金	130,000	0	0	0.0
	3	委	託金	682,000	0	0	0.0
		5	教育費委託金	682,000	0	0	0.0
			1 教育総務費委託金	682,000	0	0	0.0
21	諸	収	入	0	64,078	63,646	—
	2	市	預金利子	0	2	2	—
		1	市預金利子	0	2	2	—
			1 預金利子	0	2	2	—
	6	雑	入	0	64,076	63,644	—
		5	雑入	0	64,076	63,644	—
			1 雑入	0	64,076	63,644	—
	合	計		61,358,000	64,078	63,646	0.1

一般会計 歳出

令和2年12月31日現在 (単位 円・%)

款	項	目	節	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率
10	教育費			1,561,137,288	1,229,207,870	78.7
	1	教育総務費		169,809,000	116,549,037	68.6
		2	事務局費	24,109,000	14,657,941	60.8
			10 需用費	2,006,000	434,390	21.7
			11 役務費	903,000	723,551	80.1
			18 負担金、補助及び交付金	21,200,000	13,500,000	63.7
		3	教育指導費	145,700,000	101,891,096	69.9
			1 報酬	89,403,000	64,380,782	72.0
			3 職員手当等	13,675,000	11,640,918	85.1
			4 共済費	14,994,000	7,680,499	51.2
			7 報償費	10,203,000	4,007,138	39.3
			8 旅費	4,606,000	2,618,053	56.8
			10 需用費	2,201,000	1,566,281	71.2
			11 役務費	987,000	761,122	77.1
			12 委託料	8,376,000	8,223,799	98.2
			13 使用料及び 賃借料	273,000	187,574	68.7
			17 備品購入費	887,000	809,930	91.3
			18 負担金、補助及び交付金	95,000	15,000	15.8
	2	小学校費		105,900,156	36,888,568	34.8
		1	学校管理費	2,633,000	388,097	14.7
			10 需用費	367,000	230,742	62.9
			12 委託料	2,108,000	0	0.0
			13 使用料及び 賃借料	78,000	77,880	99.8
			14 工事請負費	80,000	79,475	99.3
		2	教育振興費	17,793,000	5,108,857	28.7
			12 委託料	715,000	715,000	100.0
			19 扶助費	17,078,000	4,393,857	25.7
		3	学校保健衛生費	85,474,156	31,391,614	36.7
			1 報酬	42,935,000	22,054,916	51.4
			5 災害補償費	10,000	0	0.0
			7 報償費	132,000	52,000	39.4
			8 旅費	160,000	44,823	28.0
			10 需用費	1,631,000	863,846	53.0
			11 役務費	4,337,000	331,649	7.6
			12 委託料	29,906,000	1,875,390	6.3
			17 備品購入費	451,156	385,000	85.3
			18 負担金、補助及び交付金	5,912,000	5,783,990	97.8
	3	中学校費		63,890,550	17,643,026	27.6
		1	教育振興費	22,592,000	3,418,939	15.1
			19 扶助費	22,592,000	3,418,939	15.1
		3	学校保健衛生費	41,298,550	14,224,087	34.4
			1 報酬	20,375,000	10,344,454	50.8

	8 旅費	75,000	6,761	9.0
	10 需用費	426,000	99,712	23.4
	11 役務費	874,000	101,540	11.6
	12 委託料	15,630,000	955,460	6.1
	14 工事請負費	1,987,000	891,000	44.8
	17 備品購入費	550	0	0.0
	18 負担金、補助及び交付金	1,931,000	1,825,160	94.5
4	特別支援教育費	148,927,582	89,338,380	60.0
	1 特別支援教育推進費	34,593,000	21,667,250	62.6
	1 報酬	11,931,000	8,823,332	74.0
	2 職員手当等	2,031,000	1,798,160	88.5
	4 共済費	2,332,000	1,309,728	56.2
	7 報償費	16,980,000	9,248,500	54.5
	8 旅費	516,000	292,100	56.6
	10 需用費	491,000	66,975	13.6
	11 役務費	60,000	42,935	71.6
	12 委託料	36,000	0	0.0
	17 備品購入費	80,000	0	0.0
	18 負担金、補助及び交付金	136,000	85,520	62.9
	2 特別支援学級費	114,334,582	67,671,130	59.2
	1 報酬	42,070,000	25,354,517	60.3
	3 職員手当等	5,597,000	4,954,506	88.5
	4 共済費	4,850,000	2,386,751	49.2
	7 報償費	1,765,000	234,000	13.3
	8 旅費	2,495,000	639,679	25.6
	10 需用費	350,000	89,100	25.5
	11 役務費	878,000	384,309	43.8
	12 委託料	46,073,000	28,559,922	62.0
	13 使用料及び賃借料	3,551,000	743,277	20.9
	14 工事請負費	6,503,000	4,324,980	66.5
	17 備品購入費	201,582	0	0.0
	21 補償、補填及び賠償金	1,000	89	8.9
7	学校給食費	1,072,610,000	968,788,859	90.3
	1 学校給食費	1,072,610,000	968,788,859	90.3
	10 需用費	56,836,000	22,670,872	39.9
	11 役務費	1,963,000	1,253,361	63.8
	12 委託料	821,586,000	799,124,500	97.3
	14 工事請負費	131,680,000	121,869,650	92.5
	17 備品購入費	17,629,000	8,542,600	48.5
	18 負担金、補助及び交付金	5,000	0	0.0
	19 扶助費	42,251,000	15,009,126	35.5
	21 補償、補填及び賠償金	464,000	198,050	42.7
	26 公課費	196,000	120,700	61.6
	合 計	1,561,137,288	1,229,207,870	78.7

別表 5 (水道部総務課)

収 益 的 収 入

令和 2 年12月31日現在 (単位 円・%)

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入率
1 営業収益	3,645,979,000	2,658,771,616	2,294,391,164	62.9
給水収益	3,451,168,000	2,480,361,895	2,116,267,355	61.3
受託工事収益	8,726,000	4,231,605	4,231,605	48.5
その他営業収益	186,085,000	174,178,116	173,892,204	93.4
2 営業外収益	83,568,000	4,916,801	4,916,801	5.9
受取利息及び配当金	107,000	40,035	40,035	37.4
他会計補助金	480,000	0	0	0.0
雑収益	388,000	400,270	400,270	103.2
長期前受金戻入	82,593,000	0	0	0.0
引当金戻入額	0	4,476,496	4,476,496	—
3 特別利益	2,000	0	0	0.0
固定資産売却益	1,000	0	0	0.0
過年度損益修正益	1,000	0	0	0.0
合 計	3,729,549,000	2,663,688,417	2,299,307,965	61.7

収 益 的 支 出

令和 2 年12月31日現在 (単位 円・%)

科 目	予算現額	支出済額	執行率
1 営業費用	3,567,176,000	1,866,159,083	52.3
原水及び浄水費	2,136,133,000	1,439,001,992	67.4
配水及び給水費	336,631,000	193,658,306	57.5
受託工事費	14,728,000	8,453,846	57.4
業務費	195,369,000	129,889,560	66.5
総係費	165,727,000	95,155,379	57.4
減価償却費	678,919,000	0	0.0
資産減耗費	39,669,000	0	0.0
2 営業外費用	107,334,000	31,740,650	29.6
支払利息及び 企業債取扱諸費	59,292,000	30,616,998	51.6
雑支出	2,061,000	1,123,652	54.5
消費税	45,981,000	0	0.0
3 特別損失	2,000	0	0.0
過年度損益修正損	1,000	0	0.0
その他特別損失	1,000	0	0.0
4 予備費	1,000,000	0	0.0
合 計	3,675,512,000	1,897,899,733	51.6

資 本 的 収 入

令和2年12月31日現在（単位 円・％）

科 目	予算現額	調定額	収入済額	収入率
1 企業債	198,773,000	0	0	0.0
2 固定資産売却代金	1,000	0	0	0.0
3 負担金	126,811,000	42,888,027	42,888,027	33.8
合 計	325,585,000	42,888,027	42,888,027	13.2

資 本 的 支 出

令和2年12月31日現在（単位 円・％）

科 目	予算現額	支出済額	執行率
1 建設改良費	1,563,124,000	484,533,936	31.0
事務費	80,156,000	37,171,431	46.4
配水施設費	360,722,000	267,930,485	74.3
原水及び浄水施設改良工事	221,210,000	176,077,000	79.6
営業設備費	901,036,000	3,355,020	0.4
2 企業債償還金	321,133,000	159,470,219	49.7
3 予備費	1,000,000	0	0.0
合 計	1,885,257,000	644,004,155	34.2

